私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文 目次

 \bigcirc 私的 三独占 の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 抄)

第二条 (略)

②~④ (略)

とをいう。

- (5) 間 わず、 この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、 他 の事業者の事業活動を排除し、 又は支配することにより、 又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを 公共の利益に反して、 一定の取引分野における競争を実質的に制限するこ
- 6 決定し、 することにより、 この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、 維持し、 若しくは引き上げ、 公共の利益に反して、 又は数量、 一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。 技術、 製品、 契約、 設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、 協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、 他の事業者と共同して対価を 又は遂行
- ⑦ · ⑧ (略)
- 9 この法律において「不公正な取引方法」とは、 次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
- 正当な理由がないのに、 競争者と共同して、 次のいずれかに該当する行為をすること。
- イ ある事業者に対し、 供給を拒絶し、 又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
- 口 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、 又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。
- 不当に、 地域又は相手方により差別的な対価をもつて、 商品又は役務を継続して供給することであつて、 他の事業者の事業活動を困難にさ
- 正当な理由がないのに、 商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、 他の事業者の事業活

動を困難にさせるおそれがあるも

せるおそれがあるも

兀 イ 自己の供給する商品を購入する相手方に、 相手方に対しその販売する当該商品の販売価格を定めてこれを維持させることその他相手方の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束す 正当な理由がな いのに、 次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、 当該商品を供給すること。

ること。

口 相手方の販売する当該商品を購入する事業者の当該商品の販売価格を定めて相手方をして当該事業者にこれを維持させることその他相手

方をして当該事業者の当該商品の販売価格の自由な決定を拘束させること。

- 五. 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、 継続して取引する相手方 (新たに継続して取引しようとする相手方を含む。 正常な商慣習に照らして不当に、 口において同じ。)に対して、 次のいずれかに該当する行為をすること。 当該取引に係る商品又は役務
- 以外の商品又は役務を購入させること。

1

- 口 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、 役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 5 せ、 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、 取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取 若しくはその額を減じ、 その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を
- 六 前各号に掲げるもののほか、 次のいずれかに該当する行為であつて、 公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、 公正取引委員会が指

定するもの

設定し、若しくは変更し、

又は取引を実施すること。

- イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。
- 口 不当な対価をもつて取引すること
- 不当に競争者の顧客を自己と取引するように誘引し、 又は強制すること。
- 相手方の事業活動を不当に拘束する条件をもつて取引すること。

=

- ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。
- は当該事業者が会社である場合において、 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、 その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、 唆し 又
- 若しくは強制すること。

第六条 事業者は、 不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

第七条 \mathcal{O} 差止 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、 事業の 部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 事業者に対 当該行為

- 2 二節に規定する手続に従い、 め に必要な措置を命ずることができる。 公正取引委員会は、 第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつている場合においても、 次に掲げる者に対し、 ただし、 当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、 当該行為が既になくなつている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するた 特に必要があると認めるときは、 この限りでない。 第八章第
- 一 当該行為をした事業者
- 法人 当該行為をした事業者が法人である場合において、 当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、 又は合併により設立され

兀 当該行為をした事業者から当該行為に係る事業の全部又は 部を譲り受けた事業者

当該法:

人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

三

当該行為をした事業者が法人である場合において、

第七条の二 の 十 け 行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間 該当するものをしたときは、 なくなる日からさかのぼつて三年間とする。 (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、 ばならない。 (小売業については百分の三、 事業者が、 ただし、 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号の その額が百 公正取引委員会は、 卸売業については百分の二とする。 万円未満であるときは、 以下「実行期間」という。 第八章第二節に規定する手続に従い、 その納付を命ずることができない (当該期間が三年を超えるときは、 における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額 を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じな 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額) 当該事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活 当該行為の実行としての事業活 ずれ に百 かに 動 動 が

商品又は役務の対価に係るも

- 商品又は役務について次の いずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
- イ 供給量又は購入量
- 口 市場占有率
- ハ取引の相手方
- 2 被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。)及び当該 分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」とあるのは 前項中 被支配事業者」という。 前 項の規定は、 「(小売業については百分の三、 「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額(当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は 事業者が、 が供給する商品又は役務について、 私的独占(他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。)で、当該他の事業者(以下この項におい 卸売業については百分の二とする。)」とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、 (当該被支配事業者に供給したものを除く。) の政令で定める方法により算定した売上額 次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合において 「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務 一定の 取 引 7 卸
- その対価に係るもの

売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする。

- 一 次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの
- イ 供給量
- 口 市場占有率
- ハ 取引の相手方
- 3 給される商品若しくは役務の価額のうち一若しくは二以上の事業者が供給し、 くは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供 前 一項及び第八項に規定する「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち一若し 若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合
- 4 事業者が、 私的独占 (他の事業者の事業活動を排除することによるものに限り、 第二項の規定に該当するものを除く。)をしたときは、 公正

三年を超えるときは、 じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 政令で定める方法により算定した売上額に百分の六 行為に係る一定の取引分野において当該事業者が供給した商品又は役務 取引委員会は、 ることができない 給したものを除く。 定の取引分野において当該商品又は役務を供給する当該他の事業者が当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。 及び当該一定の取引分野において当該商品又は役務を供給する他の事業者に当該事業者が供給した当該商品又は役務 (当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 当該事業者に対し、 (当該一定の取引分野において商品又は役務を供給する他の事業者に供 当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの 第二十七項において「違反行為期間」という。 ただし、その額が百万円未満であるときは、 卸売業を営む場合は百分の一とする。) 期間 その納付を命ず における、 (当 |該期間 を乗 当該 **当** の が

- (5) とあるのは 第一項の場合において、 「百分の一・二」と、 当該事業者が次のいずれかに該当する者であるときは、 「百分の二」とあるのは 「百分の一」とする。 同項中 「百分の十」 とあるのは 「百分の四」 と 「百分の三
- 輸業その 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、 他 この業種 (次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。 に属する事業を主たる事業として営むも 卸売業 製造業、 (第五号の政 建設業、 令 運
- 三 で定める業種を除く。 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業 に属する事業を主たる事業として営むも (第五号

政令で定める業種を除く。

に属する事業を主たる事業として営むもの

- 兀 令で定める業種を除く。 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、 に属する事業を主たる事業として営むもの 小売業 (次号の 政
- 五 以下の会社及び個人であつて、 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数 その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むも
- 六 定めるところにより、 協業組合その他の特別の法律により協同して事業を行うことを主たる目的として設立された組合 前各号に定める業種ごとに当該各号に定める規模に相当する規模の (組合の連合会を含む。) のうち、 政令で

- 6 処分又は第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日 あるのは 該違反行為に係る実行期間が二年未満である場合に限る。 なかつたときは、 第十項及び第二十条の二から第二十条の五までにおいて ・二」とあるのは 第 項 の規定により課徴金の納付を命ずる場合におい 「百分の二・四」と、 当該事業者が当該違反行為について第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定による通知 「百分の一」 ۲, 「百分の二」とあるのは 「百分の一」 とあるのは「百分の○・八」とする。ただし、 て、 「百分の一・六」と、 「事前通知」)

 であるときは、 当該事業者が、 (以下この条において という。 第一 当該違反行為に係る事件について第四十七条第 前項中 項中 を受けた日の一月前の日) 「調査開始日」という。 「百分の四」とあるのは 「百分の十」 当該事業者が、 とあるのは までに当該違反行為をやめた者 の 一 「百分の三・二」と、 「百分の八」と、 次項から第九項までの規定の 月前 の日 当 項 第四 「該処分が行われ 「百分の三」 [号に掲げる 「百分の (次項) (当 لح 適
- \bigcirc 規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 は は 「百分の六」と、 第一 第九項の規定の適用を受ける者であるときは、 「百分の九」 「百分の十五」と、 項 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。 と、 「百分の一・二」とあるのは 「百分の二」とあるのは「百分の三」 「百分の三」とあるのは「百分の四・五」 「百分の一・八」と、 この限りでない 当該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、 と、 以下この項、 「百分の一」 と 「百分の二」 「百分の一」とあるのは 第十九項、 とあるのは とあるのは「百分の三」と、 第二十二項及び第二十三項において同じ。 「百分の一・五」 「百分の一・五」とする。 と、 第五項中 第四項中 第一項中 「百分の四」 ただし、 「百分の六」とあるの 「百分の十」とあるの 又は第四 とあるの 項 0

を受ける者であるときは、

この限りでない。

- 項 号において同じ。 V 、て事前 調 第四十七条第 の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者 査開 通知を受けた日から遡り十年以内に、 始日から遡り十年以内に、 項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、 又は第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたことがある者 第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者 第一項若しくは第四項の規定による命令を受けたことがある者又は第十八項若しくは第二十 (当該命令が確定している場合に限る。 当該事業者が当該違反行為につ 次
- 8 とあるの とあるの 第一 項 は は の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 「百分の六」 一百分の十五」 と と 「百分の一・二」 「百分の三」とあるのは とあるのは 百 「百分の 当該事業者が次の各号のいずれ 分の四・ 一・八」と、 五. と 「百分の二」 「百分の一」 とあるのは か とあるのは :に該当する者であるときは、 「百分の三」と、 「百分の一・五」とする。 第五項中 同 項中 「百分の 「百分の ただし、 当

該事業者が、次項の規定の適用を受ける者であるときは、この限りでない。

- Ļ 単独で又は共同して、 又は唆すことにより、 当該違反行為をすることを企て、 当該違反行為をさせ、 又はやめさせなかつた者 かつ、 他 の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、 依頼
- 単独で又は共同して、 他 の事業者の求めに応じて、 継続的に他 の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価 供給

購入量、

市場占有率又は取引の相手方について指定した者

- 三 イ 前二号に掲げる者のほか、 他 の事業者に対し当該違反行為をすること又はやめないことを要求し、 単独で又は共同して、 次のいずれかに該当する行為であつて、 依頼し、 又は唆すこと。 当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者
- 口 他 の事業者に対し当該違反行為に係る商品又は役務に係る対価 供給量、 購入量、 市場占有率、 取引の相手方その他当該違反行為の実行
- としての事業活動について指定すること (専ら自己の取引について指定することを除く。
- 9 ときは、 第一 第五項中 項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 第一項中 「百分の四」 「百分の十」 とあるのは「百分の八」 とあるのは「百分の二十」と、 と、 「百分の一・二」とあるのは「百分の二・四」と、 当該事業者が、 「百分の三」 とあるのは「百分の六」と、 第七項各号のいずれか及び前項各号のいずれかに該当する者である 「百分の二」とあるのは 「百分の一」とあるのは 「百分の四」 「百分の二
- 10 該事業者に対し、 公正取引委員会は、 課徴金の納付を命じないものとする。 第一 項の規定により課徴金を納付すべ き事業者が次の各号のい ずれにも該当する場合には、 同項の 規定にか カ わらず、 当

とする

- び第二十五項において同じ。 る処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつたときは、 報告及び資料の提出を行つた者 公正取引委員会規則で定めるところにより、 以後に行われた場合を除く。 (当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日 単独で、 当該違反行為をした事業者のうち最初に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の であること。 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日。 (第四十七条第 項 次号、 第四号に掲げ 次項及
- 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、 当該違反行為をしていた者でないこと。

(11)

算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を、 第一 項 の場合において、 公正取引委員会は、 当該事業者が第一号及び第四号に該当するときは同項又は第五項から第九項までの規定により 第二号及び第四号又は第三号及び第四号に該当するときは第一項又は第五項 へから 第九項まで

の規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、 それぞれ当該課徴金の額から減額するものとする。

0 ?報告及び資料の提出を行つた者 公正取引委員会規則で定めるところにより、 (当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。 単独で、 当該違反行為をした事業者のうち二番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実

であること。

- であること。 の報告及び資料の提出を行つた者 公正取引委員会規則で定めるところにより、 (当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場合を除く。 単独で、 当該違反行為をした事業者のうち三番目に公正取引委員会に当該違反行為に係る事実
- に係る事実の報告及び資料の提出 合を除く。 れている事実に係るものを除く。 公正取引委員会規則で定めるところにより、)

 であること。 (第四十五条第一項に規定する報告又は同条第四項の措置その他により既に公正取引委員会によつて把握さ を行つた者 単独で、 (当該報告及び資料の提出が当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後に行われた場 当該違反行為をした事業者のうち四番目又は五番目に公正取引委員会に当該違 反 行為
- 兀 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後において、 当該違反行為をしていた者でないこと。
- 12 提出を行つた者の数が五に満たないときは、 下であり、 から第三号までの規定による報告及び資料の提出を行つた者の数と第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が 五項から第九項までの規定により計算した課徴金の額に百分の三十を乗じて得た額を、 第一 項の場合において、 か つ、 同号の規定による報告及び資料の提出を行つた者の数を合計した数が三以下である場合に限る。)については、 公正取引委員会は、 当該違反行為をした事業者のうち次の各号のいずれにも該当する者 当該違反行為について第十項第一号又は前項第一号から第三号までの規定による報告及び資料 当該課徴金の額から減額するものとする。 (第十項第一号又は前項第 第 項又は第 五以 뭉 0
- 単独で、 る処分その他により既に公正取引委員会によつて把握されている事実に係るものを除く。 当該違反行為に係る事件についての調査開始日以後公正取引委員会規則で定める期日までに、 公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出 (第四十七条第一項各号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定す を行つた者 公正取引委員会規則で定めるところにより、
- 前号の報告及び資料の提出を行つた日以後において当該違反行為をしていた者以外の 者

(会社である場合に限る。

が、

公正取引委員会規則で定めるところにより、

13

第

項に規定する違反行為をした事業者のうち二以上の事業者

ずれ 共同 出を行つた事業者 いて前三項の規定を適用する。 して、 かに該当する場合に限り、 公正取引委員会に当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行つた場合には、 の数の計算については、 この場合における第十項第一号、 当該報告及び資料の提出 当該二以上の事業者をもつて一の事業者とする。 を単独で行つたものとみなして、 第十一項第一号から第三号まで及び前項第一号の規定による報告及び資料の 当該報告及び資料の提出を行つた二以上の事業者に 第一号に該当し、 カュ つ、 第 一号又は第 三号の 提

- き、 同じ。 において同じ。 社を子会社とする他の会社をいう。 の子会社がその総株 以下同じ。 会社法 該二以上の事業者が、)の議決権 (平成十七年法律第八十六号) 第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む 0 の関係にあること。 過半数を有する他の会社をいう。 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除 主の議決権の過半数を有する他の会社は、 当該報告及び資料の提出の時において相互に子会社等 以下この号において同じ。 この場合において、)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。 当該会社の子会社とみなす。 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一 (事業者の子会社 以下この項において同じ。 (会社がその総株主 (総社員を含む。 次号及び第二十五項 若しくは親会社 若しくは二以上 以下
- 子会社等の関係にあつたこと。 該違反行為をした全期間 当該二以上の事業者のうち、 (当該報告及び資料の提出を行つた日からさかのぼり五年以内の期間に限る。 当該二以上の事業者 いのうち の他 の事業者と共同 して当該違反行為をしたものが、 において、 当該他の事業者と共同 当該他の事業者と相互に して当
- \equiv に該当する事実があること。 当該二以上の事業者のうち、 当該二以上の事業者のうちの他の事業者と共同して当該違反行為をした者でないものについて、 次の 7 ずれ カ
- イ 反行為に係る事業の全部若しくは その者が当該二以上の事業者のうちの 部を承継させ、 他の事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは か つ、 当該他 の事業者が当該譲渡又は分割の日から当該違反行為を開始したこと 部を譲渡 į 又は分割により当該 違
- 口 反行為に係る事業の全部若しくは一 その者が、 当該二以上の事業者のうちの他の事業者から当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲り受け、 部を承継 か つ、 当該譲受け又は分割の日から当該違反行為を開始したこと。 又は分割により当該違
- 権には、 前 の場合において、 社債、 株式等の振替に関する法律 会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が (平成十三年法律第七十五号) 第百四十七条第一 項又は第百四十八条第 一項の規定により発行者に対 有する議決

(14)

抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

- (15) 該 報告及び資料の提出を行つた事業者に対し、 公正取引委員会は、 第十項第一号、 第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を受けたときは、 速やかに文書をもつてその旨を通知しなければならな 当
- 16 公正取引委員会は、 第十項から第十二項までの規定のい ずれかに該当する事業者に対し第一 項の規定による命令又は第十八項若しくは第二十
- (17) して第一項の規定による命令又は次項の規定による通知をするまでの間に、 項の規定による通知をするまでの間、 公正取引委員会が、 第十項第一号、 第十一項第一号から第三号まで又は第十二項第一号の規定による報告及び資料の提出を行つた事業者に対 当該事業者に対 Ų 当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる 次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、 第十項
- 報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、 当該事業者 (当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料の提出を行つた者であるときは、 いずれか一以上の事業者。 次号において同じ。) が行つた当該報告又は提出した当該資 当該事業者及び当該事業者と共同

から第十二項までの規定にかかわらず、これらの規定は適用しない。

前 項 の場合にお て、 当該事業者が求められ た報告若しくは資料の提出をせず、 又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたこと。

料に虚偽の内容が含まれていたこと。

- 三 業者が、 提出を行つた者であるときは、 をすることを強要し、 当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、 当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し)第一項に規定する違反行為 又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。 当該事業者及び当該事業者と共同して当該報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうちいずれか 当該事業者が他の事業者に対し (当該事業者が第十三項の規定による報告及び資料 以 0
- (18) 規則で定めるときまでに) について当該事業者以外の事業者に対し第一項の規定による命令をする際に 公正取引委員会は、 第十項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、 、これと併せて当該事業者に対し、 文書をもつてその旨を通知するものとする。 (同項の規定による命令をしない場合にあつては) 同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件 公正取引委員会
- 19 除 項、 した額を課徴金の額とするものとする。 公正取引委員会は、 第四 項 から第九項まで、 第一 項又は第四項の場合におい 第十一項又は第十二項の規定により計算した額に代えて、 ただし、 第 て、 項 同 第四 事件について、 項 から第九項まで、 当該事業者に対 第十一項若しくは第十二 その額から当該罰金額の二分の一に相当する金額を控 Ļ 罰金の刑に処する確定裁判 一項の規定により計算した額が当該 あるときは、 第

罰 金額 の二分の 一に相当する金額を超えないとき、 又は当該控除 後の額が百 万円未満であるときは、 この

- 20 前項ただし書の場合においては、 公正取引委員会は、 課徴金の納付を命ずることができない
- 21) 一項又は第四項に規定する違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第一 公正取引委員会は 又は第四項の規定による命令をする際に(これらの規定による命令をしない場合にあつては、 前項の規定により課徴金の納付を命じない場合には、 罰金の刑に処せられた事業者に対し、 項 (第二項において読み替えて準用する場合を含む 公正取引委員会規則で定めるときまでに) 当該事業者がした第 一 項、 第
- 22 第一 項又は第四項の規定による命令を受けた者は、 第一項、 第四項から第九項まで、 第十一項、 第十二項又は第十九項の規定により計算した
- 23 第一 項、 第四項から第九項まで、 第十一項、 第十二項又は第十九項の規定により計算した課徴金の額に一 万円未満の端数があるときは、 その

端

数は、

切り捨てる

課徴金を納

付しなければならない。

これと併せて文書をもつてその旨を通知するものとする

- 24) 第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定 した違反行為並びに当該法人が受けた第一 又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、 第一項、 第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、 項 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。 (以下この項及び次項において「命令等」という。) は、 又は合併により設立された法人が受けた命令等とみなして、)及び第四項の規定による命令、 合併後存続 第十八項及び 当該法人が 前各項
- 開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、 び 定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、 行為に係る事件についての調査開始日以後においてその一又は二以上の子会社等に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部を承継させ かつ、 第一 第 次項の規定を適用する 項、 項 又は分割により当該事業の全部若しくは一 合併以外の事由により消滅したときは、 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。 第二項又は第四項に規定する違反行為をした事業者が法人である場合において、 前各項の規定を適用する。 部を承継した子会社等 当該法人がした違反行為及び当該法人が受けた命令等は、 中 「当該事業者に対し」 。 以 下 この場合において、 「特定事業承継子会社等」という。 とあるの 当該法人が当該違反行為に係る事件につい は 当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは 「特定事業承継子会社等 又は当該法人 当該事業の全部若しくは一部を譲 (会社に限る。 がした違反行為及び当該特 (第二十五項に規定 が 調 反

25)

定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」とする。 令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、 他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、第四項中「当該事業者に対し」とあるのは する特定事業承継子会社等をいう。 以下同じ。)に対し、この項 第二十二項中「受けた者は」とあるのは (次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた 「特定事業承継子会社等に対し、 「受けた特定事業承継子会社等は、 この項の規定による命 これらの 規

- 26 前二項の場合において、 第十項から第十二項までの規定の適用に関し必要な事項は、 政令で定める。
- 27) 為に係る課徴金の納付を命ずることができない 実行期間 (第四項に規定する違反行為については、 違反行為期間) の終了した日から五年を経過したときは、 公正取引委員会は、 当該違反行

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。
- 一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。

二~五 (略)

第八条の二 差止め、 当該団: 前条の規定に違反する行為があるときは、 体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 事業者団体に対し、 当該行為の

- ② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。
- 3 を行う役員、 ると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、 項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。 公正取引委員会は、 従業員、 代理人その他の者が構成事業者である場合には、 事業者団体に対し、 第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、 当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者 当該事業者を含む。 第二十六条第一項において同じ。 (事業者の利益のためにする行為 に対しても、 特に必要があ 第

第八条の三 第七条の二第一項、 第三項、 第五項、 第六項 (ただし書を除く。)、 第十項から第十八項まで (第十三項第二号及び第三号を除く。

る 事業者」 業活動をしていた」 寸 とあるのは 0 な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は 他 とあるの 制 は としての事業活動をしていた」 者」とあるのは Ļ としての事業活動」 場合において、 限に相当する行為をする場合に限る。 体 の事業者」 □該事業者団 いて カュ (T) 第二十二項、 第五項又は第六項」と、 の規定に違反する行為をした事業者団体の特定事業者」 特定事業者」 特定事業者」 (事業者 と 0 は 「特定事業者」 事業者」 第二号又は第三号のいずれかに該当する」 「の実行としての事業活動をしていた」 「特定事業者の」 「当該違反行為をした事業者」 とあるのは 同条第十七項中 体がした」 「当該特定事業者」と、 第七条の二第一項中 利益のためにする行為を行う役員、 第二十三項 と と、 と と とあるのは 同条第十三項各号列記以外の部分中 同条第十項中 という。 「又は第五項から第九項まで」 他 بح と 当該事業者」 及び第二十七項 の特定事業者」 「行つた事業者」とあるのは と 「当該違反行為をした事業者」 「対し 「当該事業者」 に対し」と、 の特定事業者」 同条第十一項中 「事業者が」 「納付すべき事業者」 (当該事業者」 「をやめた者 又は第二号 とあるのは とあるのは と \mathcal{O} 規定は、 とあるのは 同条第五項中 と と とあるのは 「当該事業者」 とあるの とあるのは 従業員、 以上の事業者」 \neg (不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限 (当該違反行為) 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 同項第 とあるのは 同条第十二項中 第八条第 国際的契約をする場合に限る。 当該特定事業者」 「行つた特定事業者」 とあるのは 第一 「当該特定事業者」 と、 は とあるのは 代理人その 「事業者団体が」 「当該事業者」 号中 一号 「対し 「第一号に該当する」と、 項に規定する違反行為をした事業者」 とあるのは 「二以上の事業者」 乛 とあるのは 「二以上の事業者」 (不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。 とあるのは 第五項又は第六項」 「当該違反行為をした事業者」とあるのは 「納付すべき特定事業者」 (当該特定事業者) 他の者が構成事業者である場合には、 「当該違反行為をした事業者団体の特定事業者」 と とあるのは 「当該特定事業者」 と と と 「及び当該事業者」 「の実行としての事業活動をやめた者 以上の特定事業者」 同条第十五項及び第十六項中 「当該事業者 「当該事業者に対し」とあるのは とあるのは とあるのは の規定に違反する行為が行われた場合に準用する。 「当該特定事業者」 と、 と 「行つた事業者」 「をしていた」 ۲, と 「以外の事業者」 (当該事業者) 「二以上の特定事業者」 とあるのは 「二以上の特定事業者」 と、 「又は第五項から第九項まで」とあるの 「当該事業者」 と とあるのは 「をしていた」 と とあるのは「行つた特定事業者」 「当該事業者がした」 とあるのは 当該事業者を含む。 「及び当該特定事業者」 とあるのは とあるの 同条第六項本文中 「当該違反行為をした事業者 「事業者」 「次条第 とあるのは 「当該事業者団体の (当該違反行為の実 と、 とあるのは は 「の実行としての とあるのは 又は第 一 号 「当該特定事業者 以外の 「第一号に該当 当 (不当な取 「事業者 とあるの 以 「当該事業 T該特定 下この $\overline{\mathcal{O}}$ 「特定 実行 構成 引 条

項、 者 行為については、 の規定による報告」と、 行としての事業活動をやめる」と、 は 「第五項、 ٢, 第五項、 「第一項に規定する違反行為をする」とあるのは 第六項」と、 第六項」 違反行為期間) と 同条第二十二項中「第一項又は第四項」とあるのは 一、 \neg 第十二項又は第十九項」とあるのは 第十二項又は第十九項」 」とあるのは 同条第十八項中「事業者」とあるのは 「実行期間」 とあるのは 「当該違反行為の実行としての事業活動を行う」と、 と読み替えるものとする 「又は第十二項」と、 「又は第十二項」と、 「特定事業者」と、 「第一項」と、 同条第二十七項中 同条第二十三項中 「第一項、 「した違反行為」とあるのは 第四項から第九項まで」とあるのは 「第四項から第九項まで」 「実行期間 「をやめる」とあるの (第四項に規定する違反 「行つた同 とあるの 項 は 第 ヮ 同 号 実

第九条 他 の国内の会社 この株式 (社員の持分を含む。 以下同じ。) を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社は、 これを

② (略)

設立してはならな

- 3 影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、 国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたつて著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する 民経済に大きな影響を及ぼし、 前二項において 「事業支配力が過度に集中すること」とは、 公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。 会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配してい 、る他 玉
- 4 限りでない。 囲内において政令で定める金額を超える場合には、 及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。 .て同じ。)で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない 次に掲げる会社は、 当該会社及びその子会社の総資産の額 毎事業年度終了の日から三月以内に、 (公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。 ただし、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 当該会社が他の会社の子会社である場合は、 以下この 当該会社 項にお 範
- 割 子会社 合が百分の五十を超える会社 この株式 \mathcal{O} 取得価 額 (最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、 (次号において 「持株会社」という。 六千億円 その 価 額) 0) 合計額の当該会社 の総資産の 額に対 する
- 銀行業、 保険業又は第一 種金融商品取引業 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二十八条第一項に規定する第 種 金融 商品

取引業をいう。 次条第三項 及び第四項におい て同じ。 を営む会社 (持株会社を除く。 八兆円

- 三 前二号に掲げる会社以外の会社 二兆円
- (5) しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、 前二項 において「子会社」 」とは、 会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。 この場合において、 当該会社の子会社とみ 会社及びその一若
- ⑥·⑦ (略)

なす。

2

第十条 株式を取得し、 会社は、 他 又は所有してはならず、 の会社の株式を取得し、 及び不公正な取引方法により他 又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、 の会社の株式を取得し、 又は所有してはならない 当

権の数 株式について、 回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの 条において同じ。 めるものをいう。 て所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、 できる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。 定める金額を超えるもの 上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で 社でないもの及び当該親会社の子会社 会社であつて、 の当該株式発行会社 (会社、 (第四項において 組合 自己が、 その国内売上高 以下同じ。)と当該会社が属する企業結合集団 の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額 (外国における組合に相当するものを含む。 委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことが 「当該株式取得会社以外の会社等」 (以下この条において「株式発行会社」という。) の株式の取得をしようとする場合 一の総株 主の議決権の数に占める割合が、 (国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額として公正取引委員会規則で定 (当該会社及び当該会社の子会社を除く。 (以下この条において「株式取得会社」という。 という。 以下この条において同じ。)その他これらに類似する事業体をいう。 (会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会 百分の二十を下回らない 当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決 から成る集団をいう。 (以 下)において、 範囲内において政令で定める数値 「国内売上高合計額」という。 当該株式取得会社が当該取得の後にお 以下同じ。 は、 (金銭又は有価証 他の会社であつて、)に属する当該会社以外の)が二百億円を下 (複数の数値を定 券の その国内売 信託に係る 以下この

あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届け出 めた場合にあつては、 して公正 取引委員会規則で定める場合は、この限りでな 政令で定めるところにより、 それぞれ (の数値) なければならない。ただし、 を超えることとなるときは、 あらかじめ届出を行うことが困難である場合と 公正取引委員会規則で定めるところにより、

- 3 会規則で定める議決権を除く。 に係る株式に係る議決権で、 することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社 当該株式取得会社 価 る場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式に係る議決権を含まないものとし、 項及び 次項並びに次条第一 証 前 券の信 項 の場合におい 第二項に 託に係る株式に係る議決権 おいて同じ。 が銀行業又は保険業を営む会社 て、 項及び第二項において同じ。 当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権には、 自己が、 次項において同じ。 であり、 委託者若しくは受益者として行使し、 (委託者又は受益者が行使し、 かつ、 他の国内の会社 (保険業を営む会社にあつては、 及び社債、 の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後におい が第 種金融商品取引業を営む会社であり、 株式等の振替に関する法律第百四十七条第一 (銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除 又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。 又はその行使について指図を行うことができるもの 公正取引委員会規則で定める会社を除く。 かつ、 業務として株式の取得をしようとす 項又は第百四十八条第 金銭又は有価証券の 次項並びに次条第 (公正取引委員 金銭又は有 項 て所 信 規
- 4 又はその行使について指図を行うことができるもの及び社債、 る株式に係る議決権 より発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。 る株式に係る議決権を含まないものとし、 及び当該 以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が所有する他の国内の会社の株式に係る議決権 第二項 の場合において、 株式取得会社以外の会社等が第一 (委託者又は受益者が行使し、 当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、 金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、 種金融商品 又はその行使について受託者に指図を行うことができるものに限る。 取引業を営む会社である場合における当該株式取得会社以外の会社等が業務として所有す 株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規定に 自己が、 委託者若しくは受益者として行使 金銭又は有価証券の 当該株式取得会社 信 に係

に

より発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(5) 有限責任組合契約に関する法律 会社の子会社である組合 (民法 (平成十年法律第九十号) (明治二十九年法律第八十九号) 第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合 第六百六十七条第一 項に規定する組合契約によつて成立する組合、 (次条第 項 (第四号におい て単に 投資事業

そのすべての株式を所有するものとみなして、第二項の規定を適用する。 り議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合を含む。)には、 の子会社である組 社の子会社である組合の組合員の全員が、 以下この項において同じ。 に外国の法令に基づいて設立された団体であつてこれらの組合に類似するもの 資事業有限責任組合」という。 合に二以上の親会社がある場合にあつては、 指図を行うことができる場合において、受託者に株式発行会社の株式の取得をさせようとする場合を含む。)には、 そのすべての株式の取得をしようとするものとみなし、 以下この項において同じ。 合の組合財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、)の組合員(特定組合類似団体の構成員を含む。 及び有限責任事業組合契約に関する法律)として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合(金銭又は有価証券の信託に係る株式につい 委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に 当該組合の親会社のうち他のすべての親会社の子会社であるものをいう。 会社の子会社である組合の組合財産に株式発行会社の株式が属する場合 (平成十七年法律第四十号) 以下この項において同じ。 (以下この項において 当該組合の組合員の全員が、 「特定組合類似団体」という。)が組合財産 第二条に規定する有限責任事業組合並 当該組合の親会社 委託者若しくは受益者とな (特定組合類似団体の財産 以下この項におい 当該組合の親会社が に限 (当該組 て同じ び 会

- (6) として公正取引委員会規則で定めるものをいう。 第二項 及び 前項の 「子会社」とは、 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等
- 7 第二項及び第五項の 「親会社」とは、 会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。
- 8 第二項の規定による届出を行つた会社は、 公正取引委員会は、 その必要があると認める場合には、 届出受理の日から三十日を経過するまでは、 当該期間を短縮することができる。 当該届出に係る株式の取得をしてはならない。
- 9 出 会規則で定めるところにより必要な報告、 定する三十日 公正取引委員会は 通 の日から百二十日を経過した日と全ての報告等を受理した日から九十日を経過した日との 知期間」 の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間 という。 第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、 内に、 株式取得会社に対し、 情報又は資料の提出 第五十条第 (以下この項において (公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員 一項の規定による通知をしなければならない。 「報告等」という。)を求めた場合においては いずれか遅い日までの期間 ただし、 次に掲げる場合は 、以下この 前項 前項の 本文に規 届

この限りでない

- 当該届 出に係る株式の取得に関 ける計 画のうち、 第 項の規定に照らして重要な事項 (が当該計画におい て行われることとされてい 、る期限
- 当該届出に係る株式の取得に関する計 画のうち、 重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

でに行わ

れなかつた場合

三 当該届 出に係る株式の取得に関 第四十八条の二の規定による通知をした場合において、 第四十八条の三第 項に規定する期間 内に、 同

項 の規定による認定の申請がなかつたとき

兀 当該届出に係る株式の取得に関し、 第四十八条の二の規定による通知をした場合において、 第四十八条の三第 項の規定による認定の 申 請

に係る取下げがあつたとき

五 当該届出に係る株式の取得に関し、 第四十八条の二の規定による通知をした場合において、 第四十八条の三第 一項の規定による認定の 申 請

に つい て同条第六項の規定による決定があつたとき

六 当該届出に係る株式の取得に関し、 第四十八条の五第一 項 (第一号に係る部分に限る。 $\overline{}$ の規定による第四十八条の三第三項の認定 (同 条

第八項の規定による変更の認定を含む。 の取消しがあつた場合

七 第八項の規定による変更の認定を含む。 当該 届 出に係る株式の取得に関し、 第四十八 0) 取消 条の しがあつた場合 五第一 項 (第二号に係る部分に限る。 の規定による第四十八条の三第 項 0) 認定 同 条

10 置を命じようとするときは、 前 項第一 号の規定に該当する場合において、 同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない 公正取引委員会は、 第十七条の二第一 項の規定により当該届出に係る株式の取得に関 必要な措

- (11) 措 :置を命じようとするときは、 第九項第三号の規定に該当する場合において、 通知期間に六十日 公正取引委員会は、 を加算した期間内に、 第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な 第九項本文の通知をしなければならない
- 12 措置を命じようとするときは、 た期間内に、 第九項第四号の規定に該当する場合において、 第九項本文の 通知をしなければならな 通知期間に第四十八条の二の規定による通知の 公正取引委員会は、 第十七条の二第 日か から同 一号の 項の規定により当該届出に係る株式の取得に関 取下げがあつた日までの 期間に相当する期間 配を加算 心必要な

L

13 措置を命じようとするときは 第 九項第五号の規定に該当する場合において、 通知期間に九十日を加算した期間内に、 公正取引委員会は、 第十七条の二第 第九項 本文の 通知をしなけれ 項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し ばならな

(14) 措置を命じようとするときは、 第 九項第六号の規定に該当する場合におい 第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。 て、 公正取引委員会は、 第十七条の二第 項の規定により当該届出に係る株式の 取得に関し必要な

定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、 次項において同じ。 銀行業又は保険業を営む会社は、 を超えて有することとなる場合には、 他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五 その議決権を取得し、 又は保有してはならない。 (保険業を営む会社にあつては、 この限りでない ただし、 公正取引委員会規則 百 |分の十

- 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、 又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
- 他 の国内の会社が自己の株式の取得を行つたことにより、 その総株主の議決権に占める所有する株式に係る議決権の割合が
- 三 金銭又は 有価 証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、 又は所有することにより議決権を取得し、 又は保有する場合

兀 所有することにより議決権を取得し、 令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。 いて有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日か 投資事業有限責任組合の有限責任組合員 又は保有する場合。 (以下この号において「有限責任組合員」という。) となり、 ただし、 有限責任組合員が議決権を行使することができる場合、 組合財産として株式を取得し、 議決権の行使につ 又は ?ら政

員が議決権を行使することができる場合、 合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。 合員にその業務の執行を委任しているものに限る。 という。 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合 となり、 組合財産として株式を取得し、 議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場 の組合員 又は所有することにより議決権を取得し、 (業務の執行を委任された者を除く。 又は保有する場合。 以下この号において「非業務執行組 ただし、 (一人又は数 非業務執行組合 人の 合員 組

五

六 前項第一 前各号に掲げる場合のほか、 号から第三号まで及び第六号の場合 他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合 (同項第三号の場合にあつては、 当該議決権を取得し、 又は保有する者以外の委託者又は受益者

2

が

議

V て、 他 の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の百分の五を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しようとす

|決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。) にお

委員会の認可は、 るときは、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 同項第三号の場合を除き、 銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。 この場合における公正取引

- 3 公正取引委員会は、 前二項の認可をしようとするときは、 あらかじめ 内閣総理大臣に協議しなければならない。
- ④ 前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官に委任する。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十条 前条の規定に違反する行為があるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 事業者に対し、 当該行為の差止め

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる

契約条項

の削

第二十条の二 その供給を拒絶し、 条の二第 を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国 するために必要な商品又は役務を含む。 絶事業者」という。 又は役務と同一の商品又は役務 日までの期間 0) た事業者の競争者に対し当該事業者が供給した当該同)

をしたときは、 政令で定める方法により算定した売上額に百分の三 項 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限した事業者の競争者に対し供給した同号イに規定する商品 に対し供給した同号ロに規定する商品又は役務と同 公正取引委員会は、 次の各号のいずれ (同号ロに規定する違反行為にあつては、 第八章第二節に規定する手続に従い、 かに該当する者であつて、 庫に納付することを命じなければならない。 拒絶事業者がその供給を拒絶し、 当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。 <u>ー</u>の (当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 商品又は役務及び拒絶事業者が当該事業者に対し供給した当該同 第十九条の規定に違反する行為 当該事業者が同号ロに規定する他の事業者 0) 又はその供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制 商品又は役務 当該事業者に対し、 次条から第二十条の五までにおいて同じ。) ただし、 (当該拒絶事業者が当該同 当該事業者が当該行為に係る行為について第七 における、 当該行為をした日から当該行為がなくなる (第二条第九項 卸売業を営む場合は百 当該行為において当該事業者 第一 (以下この条において 0) 号に該当するものに限 商品 分の の商品又は役務 又は役務を供給 若しくは第七 拒 限

未満であるときは、 若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、 条の二第四 項 の規定による命令 その納付を命ずることができない。 (当該命令が確定している場合に限る。 第二十条の四 及び第二十条の五において同じ。 又はこの条の規定による課徴金 第七条 の二第 0) 額が 十八項 百 万円

- による命令を受けたことがある者 という。 当該行為に係る事件について第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日 から遡り十年以内に、 (当該命令が確定している場合に限る。 前条の規定による命令 (第二条第九項第一号に係るものに限る。 次号において同じ。 (次条から第二十条の五までにおい 次号において同じ。)又はこの 7 査開 始 日
- 二 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 前条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十

第二十条の三 徴 七条の二第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、 が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項若しくは次条の規定による命令 業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 日 金の までの)をしたときは、 額が 期間 百万円未満であるときは、 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当する者であつて、 その納付を命ずることができない。 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。 第十九条の規定に違反する行為 当該事業者に対し、 (当該命令が確定している場合に限る。 当該行為をした日から当該行為がなくなる における、 (第二条第九項第二号に該当するもの 当該行為において当該事業者 又はこの条の規定による課 ただし、 当該事業者 に限 卸 第 売

- 規定による命令を受けたことがある者 調 査開 始 日から遡り十年以内に、 第二十条の規定による命令 (当該命令が確定している場合に限る。 (第二条第九項第二号に係るものに限る。 次号において同じ。 次号において同じ。) 又はこの
- 第四十七条第一 第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者 項第四号に掲げる処分が行わ れ なかつた場合におい て、 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十

第二十条の四 業を営む場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、 できない は第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることが が当該行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、 供給した同号に規定する商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三(当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 日までの期間)をしたときは、 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。) における、 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該事業者に対し、 同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しく 当該行為をした日から当該行為がなくなる (第二条第九項第三号に該当するものに限 当該行為において当該事業者が 当該事業者 卸売

- 規定による命令を受けたことがある者 調査開始日から遡り十年以内に、 第二十条の規定による命令 (当該命令が確定している場合に限る。 (第二条第九項第三号に係るものに限る。 次号において同じ。 次号において同じ。 又はこの
- 第四十七条第一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合において、 第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者 当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り

第二十条の五 三条第二項の規定による決定を受けたとき、 場合は百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三 為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第四項の規定による命令、 日までの期間 る。)をしたときは、 規定による命令を受けたことがある者 査開 始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当する者であつて、第十九条の規定に違反する行為 (当該命令が確定している場合に限る。 第八章第二節に規定する手続に従い、 又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、 当該行為がなくなる日から遡つて三年間とする。)における、 (第二条第九項第四号に係るものに限る。 同条第十八項若しくは第二十一項の規定による通知若しくは第六十 当該事業者に対し、 次号において同じ。 (当該事業者が小売業を営む場合は百分の二、 当該行為をした日から当該行為がなくなる (第二条第九項第四号に該当するものに限 次号において同じ。)又はこの条の その納付を命ずることができない。 当該行為において当該事業者が ただし、 当該事業者が当該行 卸売業を営む

第四十七条第 第二十条の規定による命令又はこの条の規定による命令を受けたことがある者 一項第四号に掲げる処分が行われなかつた場合におい て、 当該事業者が当該違反行為について事前 通知を受けた日

第二十条の六 法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。) 政令で定める方法により算定した購入額とし、 定める方法により算定した売上額 当該期間が三年を超えるときは、 公正取引委員会は、 ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない 事業者が、 第十九条の規定に違反する行為 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。)における、当該行為の相手方との間における政令で (当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における 当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方 に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなけれ (第二条第九項第五号に該当するものであつて、 当該事業者に対し、 当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの 継続してするものに限る。 期間

おいて で、 び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等」とあるのは 二項又は第四 れた法人が受けた命令等」とあるのは「は、 合に準用する。 とあるのは 及び第四項の規定による命令、 「第二十条の七において読み替えて準用する前二項及び次項並びに第二十条の二から第二十条の六まで」と、 第十一項、 第四項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十九項」とあるのは「これら」と、 「命令等」という。 項 第七条の二第二十二項から第二十五項まで及び第二十七項の規定は、 「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 この場合において、第七条の二第二十二項中 第十二項又は第十九項」とあるのは「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 とあるのは) は、 「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 合併後存続し、又は合併により設立された法人がした違反行為及び当該合併後存続し、 第十八項及び第二十一項の規定による通知並びに第六十三条第二項の規定による決定 合併後存続し、 「並びに当該法人が受けた第一項 「違反行為」と、 又は合併により設立された法人がした違反行為」と、 「第一項又は第四項」とあるのは 「違反行為及び当該法人が受けた命令等」とあり、 「前各項」 第二十条の二から前条までに規定する違反行為が とあるのは (第二項において読み替えて準用する場合を含む) 同条第二十三項中 「第二十条の二から第二十条の六まで」と、 同条第二十四項中 「第二十条の七において読み替えて準用する 同条第二十五項中 「第一項、 「第一項、 「前各項及び次項」とあるの (以下この項及び次項に 又は合併により設立さ 第四項から第九項ま 及 び 第二項又は第四 「違反行為及 れ た場 「第 第

は

た日」 二十条の二から第二十条の六までの規定中 業承継子会社等(第二十条の七において読み替えて準用する第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。 連帯して」とあるのは 同じ。)に対し、この項(次項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」 前三項及び第二十条の二から第二十条の六まで」と、 十二項」とあるのは 第四項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等に対し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と と読み替えるものとする 同条第二十七項中「実行期間 「第二十条の七において読み替えて準用する第二十二項」と、 特定事業承継子会社等に対し、この条の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帯して」と、 (第四項に規定する違反行為については、 「、当該」と、 「第一項 「特定事業承継子会社等 (第二項において読み替えて準用する場合を含む。) 違反行為期間) 「受けた特定事業承継子会社等」とあるのは「受けた特定事 (第二十五項に規定する特定事業承継子会社等をいう。 の終了した日」とあるのは 中 「当該」とあるのは 「当該行為がなくなつ 第二 以下 第

第二十二条 引き上げることとなる場合は、この限りでない。 は、これを適用しない。 この法律の規定は、 ただし、 次の各号に掲げる要件を備え、 不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価 かつ、 法律の規定に基づいて設立された組合 (組合の連合会を含む。) の行為に

- 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。
- _ 任意に設立され、 かつ、 組合員が任意に加入し、 又は脱退することができること。
- 三 各組合員が平等の議決権を有すること。

兀 組合員に対して利益分配を行う場合には、 その限度が法令又は定款に定められていること。

第四十条 体又はこれらの職員に対し、 公正取引委員会は、 その職務を行うために必要があるときは、 出頭を命じ、 又は必要な報告、 情報若しくは資料の提出を求めることができる。 公務所、 特別の法令により設立された法人、 事業者若しくは事業者の 寸

第四十五条 何人も、 この法律の規定に違反する事実があると思料するときは、 公正取引委員会に対し、 その事実を報告し、 適当な措置をとるべ

きことを求めることができる

- 2 前項に規定する報告があつたときは、 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をしなければならない。
- 3 る事件について、 第一項の規定による報告が、 適当な措置をとり、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 又は措置をとらないこととしたときは、 書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、 公正取引委員会は、 速やかに、 その旨を当該報告をした者に通 当該報告に係 知
- 4 ことができる。 公正取引委員会は、 この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、 職権をもつて適当な措置をとる

なければならない

第四十六条 公正取引委員会は、 独占的状態に該当する事実があると思料する場合において、 前条第四項の措置をとることとしたときは、 その旨

を当該事業者の営む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

2 回復するに足りると認められる他の措置に関し意見を述べることができる。 前項の通知があつた場合には、 当該主務大臣は、 公正取引委員会に対し、 独占的状態の有無及び第八条の四第一項ただし書に規定する競争を

第四十七条 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をするため、 次に掲げる処分をすることができる。

- 事件関係人又は参考人に出頭を命じて審尋し、 又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。
- 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。
- 三 帳簿書類その他の物件の所持者に対し、 当該物件の提出を命じ、 又は提出物件を留めて置くこと。

兀 事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、 業務及び財産の状況 帳簿書類その他の物件を検査すること。

2 公正取引委員会が相当と認めるときは、 政令で定めるところにより、 公正取引委員会の職員を審査官に指定し、 前項の処分をさせることがで

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

- 3 前 項 の規定により職員に立入検査をさせる場合においては、 これに身分を示す証明書を携帯させ、 関係者に提示させなければならない。
- 4 第 項 の規定による処分の権限は、

きる。

第四十八条 たときは、 処分をした年月日及びその結果を明らかにしておかなければならない。 公正取引委員会は、 事件について必要な調査をしたときは、 その要旨を調書に記載し、 かつ、 特に前条第一項に規定する処分があつ

第四十八条の二 四条、 る場合を含む。 料する場合において、その疑いの理由となつた行為について、 ている者に対し、 第十五条第一項、 公正取引委員会は、 の規定による通知をした後は、 次に掲げる事項を書面により通知することができる。 第十五条の二第一項、 第三条、 第六条、 第十五条の三第一項、 この限りでない 第八条、 公正かつ自由な競争の促進を図る上で必要があると認めるときは、 第九条第一項若しくは第二項、第十条第一項、 第十六条第一項、 ただし、 第五十条第一項 第十七条又は第十九条の規定に違反する事実があると思 (第六十二条第四項において読み替えて準用す 第十一条第一項、第十三条、 当該行為をし 第十

- 当該行為の概要
- 一 違反する疑いのある法令の条項
- 三 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の三 きは、 正 取引委員会に提出して、 に関する計画 公正取引委員会規則で定めるところにより、その実施しようとする措置 前条の規定による通知を受けた者は、 (以下この条及び第四十八条の五において その認定を申請することができる 疑い の理由となつた行為を排除するために必要な措置を自ら策定し、 「排除措置計画」 (以下この条から第四十八条の五までにおいて という。)を作成し、これを当該通知の日から六十日以内に公 実施しようとすると 「排除措置」とい

- ② 排除措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一排除措置の内容
- 一 排除措置の実施期限
- 二 その他公正取引委員会規則で定める事項
- 3 公正取引委員会は、 第 項の規定による認定の申請があつた場合において、 その排除措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるとき

は、その認定をするものとする。

- 一排除措置が疑いの理由となつた行為を排除するために十分なものであること。
- 二 排除措置が確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 ならない 前 項の認定は、 文書によつて行い、 認定書には、 委員長及び第六十五条第一 項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければ
- (5) 第三項の認定は、その名宛人に認定書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる

ときは、

決定でこれを却下しなければならない。

- 6 公正取引委員会は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その排除措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認める
- 7 第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による決定について準用する。 この場合において、 第四項及び第五項中 「認定書」 とあるの は、 決
- 8 定書」と読み替えるものとする。 第三項の認定を受けた者は、 当該認定に係る排除措置計画を変更しようとするときは、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 公正取引
- 9 第三項から第七項までの規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。

委員会の認定を受けなければならない。

第四十八条の四 二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)及び第四項、 置に係る行為については、 びに第二十条の二から第二十条の六までの規定は、 六十五条、 第六十八条第一項及び第七十六条第二項において同じ。 第七条第一項及び第二項 適用しない。 ただし、 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第七条の二第 次条第一項の規定による決定があつた場合は、この限りでない 公正取引委員会が前条第三項の認定)をした場合において、 第八条の二第一項及び第三項、第十七条の二、第二十条第一 (同条第八項の規定による変更の認定を含む。 当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除措 一項 次条、 (同条第 項並

第四十八条の五 第四十八条の三第三項の認定を受けた排除措置計画に従つて排除措置が実施されていないと認めるとき。 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 決定で、第四十八条の三第三項の認定を取り消さなければならない。

- 第四十八条の三第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき、
- 2 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による決定について準用する。この場合において、 同条第四項及び第五項中 「認定書

とあるのは、

「決定書」と読み替えるものとする。

- 3 当該認定に係る疑いの理由となつた行為に対する第七条第二項 び第二十条第二項において準用する場合を含む。 八条の二第三項の規定による命令は、第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、当該取消しの決定の日から二年間においても、することがで 第一項の規定による第四十八条の三第三項の認定の取消しがあつた場合において、 以下この項において同じ。 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。) 又は第)に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは 当該取消しが第七条第二項ただし書 (第八条の二第二項及
- 4 条第二項において」とあるのは「第七条の二第二十七項(第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、 とあるのは から第二十条の六までの規定による命令について準用する。この場合において、 前項の規定は、 第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。 第七条の二第一項 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十条の二 前項中 「第七条第二項ただし書 (第八条の二第二項及び第二十 第七条第二項ただし書

第四十八条の六 においても、 通知することができる。 公正かつ自由な競争の促進を図る上で特に必要があると認めるときは、 公正取引委員会は、 ただし、 第三条、 第五十条第一項 第六条、 (第六十二条第四項において読み替えて準用する場合を含む。) 第八条又は第十九条の規定に違反する疑いの理由となつた行為が既になくなつている場合 第一号に掲げる者に対し、 第二号に掲げる事項を書面によ の規定による通知をした後

次に掲げる者

は、

この限りでない

イ 疑いの理由となつた行為をした者

- 口 疑 1 の理由となつた行為をした者が法人である場合において、 当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、
- り設立された法人

ハ

疑い ,の理由となつた行為をした者が法人である場合において、 当該法人から分割により当該行為に係る事業の全部又は一 部を承継した法

人

= 疑いの理由となつた行為をした者から当該行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた者

一次に掲げる事項

イ 疑いの理由となつた行為の概要

ロ 違反する疑いのあつた法令の条項

ハ 次条第一項の規定による認定の申請をすることができる旨

第四十八条の七 施しようとするときは、 前条の規定による通知を受けた者は、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために必要な措置を自ら策定し、 その実施しようとする措置 (以下この条から第四十八条の九までにおい 実

知 「排除確保措置」という。)に関する計画 の日から六十日以内に公正取引委員会に提出して、 (以下この条及び第四十八条の九において その認定を申請することができる 「排除確保措置計画」という。)を作成し、これを当該通

② 排除確保措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一排除確保措置の内容

二 排除確保措置の実施期限

三 その他公正取引委員会規則で定める事項

公正取引委員会は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、 その排除確保措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める

ときは、その認定をするものとする。

3

排除確保措置が疑いの理由となつた行為が排除されたことを確保するために十分なものであること。

二 排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

4 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による認定につい て準 -用する。

(5) 公正取引委員会は、 第一項の規定による認定の申請があつた場合において、 その排除確保措置計画が第三項各号のいずれかに適合しないと認

めるときは、決定でこれを却下しなければならな

- 6 とあるのは、 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 「決定書」と読み替えるものとする。 前 項の規定による決定につい て準用する。 この場合におい て、 同条第四項 及び第五項 单 「認定書
- 7 取引委員会の認定を受けなければならない 第三項の認定を受けた者は、 当該認定に係る排除確保措置計画を変更しようとするときは、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 公正
- 8 第三項から第六項までの規定は、 前項の規定による変更の認定について準用する。

第四十八条の八 二から第二十条の六までの規定は、 為については、 十八条第二項及び第七十六条第二項において同じ。 一項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。 適用しない。 第七条第一項及び第二項 ただし、 公正取引委員会が前条第三項の認定 次条第一項の規定による決定があつた場合は、 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)をした場合において、)及び第四項、 (同条第七項の規定による変更の認定を含む。 当該認定に係る疑いの理由となつた行為及び排除確保措置に係る行 第八条の二第一項及び第三項、 この限りでない。 第二十条第一項並びに第二十条の 第七条の二第 次条、 第六十五条、 項 (同条第 第六

第四十八条の九 公正取引委員会は、 次の各号のいずれかに該当するときは、 決定で、 第四十八条の七第三項の認定を取り消さなければならない。

第四十八条の七第三項の認定を受けた排除確保措置計画に従つて排除確保措置が実施されていないと認めるとき。

- 第四十八条の七第三項の認定を受けた者が虚偽又は不正の事実に基づいて当該認定を受けたことが判明したとき。
- 2 第四十八条の三第四項及び第五項の規定は、 前項の規定による決定について準用する。 この場合において、 同条第四項及び第五項中
- び 当該認定に係る疑 八条の二第三項の規定による命令は、 第二十条第二項において準用する場合を含む。 第一 項の規定による第四十八条の七第三項の認定の取消 いの理由となつた行為に対する第七条第二項 第七条第二項ただし書の規定にかかわらず、 以下この項において同じ。 しがあった場合において、 (第八条の二 | 第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。 に規定する期間の満了する日の二年前の日以後にあつたときは 当該取消しの決定の日から二年間においても、 当該取消 しが第七条第二項ただし書 (第八条の二第 することがで 又は第 二項及

3

とあるの

は、

「決定書」

と読み替えるものとする。

きる。

4 とあるのは 条第二項において」とあるのは から第二十条の六までの規定による命令について準用する。 前項の規定は、 第七条の二第二十七項」と読み替えるものとする。 第七条の二第 「第七条の二第二十七項 項 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。) 若しくは第四項又は第二十条の二 (第八条の三及び第二十条の七において読み替えて」と、 この場合において、 前項中 「第七条第二項ただし書 (第八条の二第二項及び第二十 一、 第七条第二項ただし書

第四十九条 該 の二第一項若しくは第三項、 排除措置命令の名宛人となるべき者について、 公正取引委員会は、 第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令(以下 第七条第一項若しくは第二項 意見聴取を行わなければならない。 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。) 、 「排除措置命令」という。)をしようとするときは、 第八条 当

第五十条 となるべき者に対し、 公正取引委員会は、 次に掲げる事項を書面により通知しなければならな 前条の意見聴取を行うに当たつては、 意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、 排除措置命令の名宛人

- 予定される排除措置命令の内容
- 一 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用
- 三 意見聴取の期日及び場所
- 四 意見聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- ② 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
- 意見聴1 取の期日に出頭して意見を述べ、 及び証拠を提出 Ļ 又は意見聴取の期日 への出頭に代えて陳述書及び証拠を提出することができる

意見聴取が終結する時までの間、 第五十二条の規定による証拠の閲覧又は謄写を求めることができること。

ے کے

2 第五十一 代理人は、 条 前条第 各自、 項の規定による通知を受けた者 当事者のために、 意見聴取に関する一切の行為をすることができる。 (以下この節において 「当事者」という。 は、 代理人を選任することができる。

第五十二条 この条において同じ。 0 に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写 従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。 があるときでなければ、 当事者は、 第五十条第一項の規定による通知があつた時から意見聴取が終結する時までの間、 を求めることができる。 その閲覧又は謄写を拒むことができない この場合において、 公正取引委員会は、 (謄写については、 第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な 当該証拠のうち、 公正取引委員会に対し、 当該当事者若しくはそ 当該意見聴取 以下

2 前項の規定は、 当事者が、 意見聴取の進行に応じて必要となつた証拠の閲覧又は謄写を更に求めることを妨げな

理

由

3 公正. 取引委員会は、 前二項の閲覧又は謄写について日時及び場所を指定することができる。

第五十三条 意見聴取は、 公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員 (以 下 「指定職員」という。 が主宰する。

2 0 ある職員を意見聴取を主宰する職員として指定することができない。 公正取引委員会は、 前項に規定する事件について審査官の職務を行つたことのある職員その他の当該事件の調査に関する事務に従事したこと

第五十四条 定した事実に対する法令の適用を意見聴取の期日に出 される排除措置命令の内容、 査官その他 指定職員は、 の当該事件の調査に関する事務に従事した職員 最初の意見聴取 公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公正取引委員会の の期日 の冒 頭において、 頭した当事者に対し説明させなければならない (次項及び第三項並びに第五十六条第一項において「審査官等」という。 当該意見聴取に係る事件について第四十七条第二項の規定により指定され に、 予定

- 2 当事者は、 意見聴取の期日に出頭して、 意見を述べ、 及び証拠を提出し、 並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することがで
- 3 査 官等に対し説明を求めることができる。 指定職員は、 意見聴取 の期日において必要があると認めるときは、 当事者に対し質問を発し、 意見の陳述若しくは証拠の提出を促し、 又は審
- 4 意見聴取 の期日における意見聴取は、 公開 しな

第五十五条 当事者は、 意見聴取の期日 への出頭に代えて、 指定職員に対し、 意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができる。

第五十六条 二項において 指定職員は、 「当事者による意見陳述等」という。) 意見聴取の期日における当事者による意見陳述 の結果、 なお意見聴取を続行する必要があると認めるときは、 証拠提出及び質問並びに審査官等による説明 さらに新たな期日を定め (第五十八条第 項 反び

ることができる

2 取 前項の場合においては、 の期日に出頭した当事者に対しては、 当事者に対 Ų 当該意見聴取の期日においてこれを告知すれば足りる。 あらかじめ、 次回 の意見聴取の期日及び場所を書面により通知しなければならない。 ただし、 意見聴

第五十七条 は、 当該当事者に対し改めて意見を述べ、 指定職員は、 当事者が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、 及び証拠を提出する機会を与えることなく、 かつ、 第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出しな 意見聴取を終結することができる。 い場合に

2 提出 合において、 指定職員は、 を求め、 当該期限が到来したときに意見聴取を終結することができる 当該当事者の意見聴取の期日 前項に規定する場合のほか、 0) 当事者が意見聴取の期日に出頭せず、 出頭が相当期間引き続き見込めないときは、 カュ つ、 第五十五条に規定する陳述書又は証拠を提出 当該当事者に対し、 期限を定めて陳述書及び証 しない 拠の 場

第五十八条 指定職員は、 意見聴取 の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、 当該調書において、 第五十条第 項

第 号及び第二号に掲げる事項に対する当事者 の陳述の要旨を明らかにしておかなけ ればならない

2 行われなかつた場合には意見聴取の終結後速やかに作成しなければならない 前項に規定する調書は、 意見聴取の期日における当事者による意見陳述等が行われた場合には各期日ごとに、 当該当事者による意見陳述等が

3 第一 項 に規定する調書には、 提出された証拠 (第五十五条の規定により陳述書及び証拠が提出されたときは、 提出された陳述書及び 証 拠 を

添付しなければならない。

4 指定職員は 意見聴取の終結後速やかに、 当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、 当該整理された論点を記載した報告書を作成し、 第

項

に規定する調書とともに公正取引委員会に提出 しなければならない。

(5) 当事者は、 第一項に規定する調書及び前項に規定する報告書の閲覧を求めることができる。

第五十九条 公正取引委員会は、 意見聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、 指定職員に対し、 前条第四項の規定により提

出された報告書を返戻して意見聴取の再開を命ずることができる。

2 第五十六条第二項本文の規定は、 前項の場合について準用する。

第六十条 公正取引委員会は、 排除措置命令に係る議決をするときは、 第五十八条第一項に規定する調書及び同条第四項に規定する報告書の内容

を十分に参酌してしなければならない

第六十一条 要な措置 置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示し、 排除措置命令は、 文書によつて行い、 排除措置命令書には、 違反行為を排除し、 委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した 又は違反行為が排除されたことを確保するために必

委員がこれに記名押印しなければならない

2 排除措置命令は、 その名あて人に排除措置命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第六十二条 二十条の六までの規定による命令 金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為並びに納期限を記載し、 第七条の二第一項 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第四項又は第二十条の二から第 (以 下 「納付命令」 という。 は、 委員長及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名 文書によつて行い、 課徴金納付命令書には、 納付すべ き課徴金の 課徴

2 納付命令は、 その名あて人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。

押印しなければならない

3 第一 項 の課徴金の納期限は、 課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

4 第四十九条から第六十条までの規定は、 納付命令について準用する。 この場合において、 第五十条第一項第一号中 「予定される排除措置命令

あり、 行為並びに第六十二条第四項の規定により読み替えて準用する第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの」と読み替えるものとする. 正取引委員会の認定した事実に対する法令の適用」 条第一項中「予定される排除措置命令の内容、 の内容」とあるのは 及び第五十二条第一項中 「納付を命じようとする課徴金の額」 「公正取引委員会の認定した事実」とあるのは 公正取引委員会の認定した事実及び第五十二条第一項に規定する証拠のうち主要なもの並びに公 とあるのは と 同項第二号中 「納付を命じようとする課徴金の額、 「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の 「課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違反行為」と、 課徴金の計算の基礎及び課徴金に係る違 適用」 第五十四 と 反

第六十三条 は、 しなければならない。 員会が納付命令を行つた後、 百 万円未満となるときは、この限りでない。 決定で、 第七条の二第一項 当該納付命令に係る課徴金の額を、 ただし、当該納付命令に係る課徴金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、 同一事件について、 (同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。 その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一に相当する金額を控除した額に変更 当該納付命令を受けた者に対し、 罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、 次項において同じ。 又は第四項の規定により公正取引委 又は当該変更後の 公正取引委員会

- 2 らない。 前項ただし書の場合においては、 公正取引委員会は、 決定で、 当該第七条の二第一 項又は第四項の規定による納付命令を取り消さなければな
- 4 第一項及び第二項の規定による決定は、 その名宛人に決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

及び第六十五条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならない

文書によつて行い、決定書には、

公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の

適用を記載し、

委員長

3

前二項の規定による決定は、

(5) する延滞金を除く。) 公正取引委員会は、 で、 第一 還付すべきものがあるときは、 項及び第二項の場合において、 遅滞なく、 変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額 金銭で還付しなければならない (第六十九条第 一項に規定

的 状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置並びに公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用を示 委員長及び次条第一項の規定による合議に出席した委員がこれに記名押印しなければならな 第八条の四 第一 項の規定による命令 (以 下 「競争回復措置命令」 という。 は、 文書によつて行い、 競争回復措置命令書には、

- 2 競争回 復措置命令は、 その名宛人に競争回 [復措置命令書の謄本を送達することによつて、 その効力を生ずる。
- ③ 競争回復措置命令は、確定しなければ執行することができない。
- ④ 第四十九条から第六十条までの規定は、競争回復措置命令について準用する。

協

議

カゝ

つ、

公聴会を開いて一般の意見を求めなければならない。

(5) 公正 取引委員会は、 前項において準用する第五十条第一 項の規定による通知をしようとするときは、 当該事業者の営む事業に係る主務大臣に

第六十五条 よる決定 (第七十条第二項に規定する支払決定を除く。 排除措置命令、 納付命令、 競争回復措置命令、 以下同じ。 第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びにこの節の規定に は、 委員長及び委員の合議によらなければならない。

- ② 第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の合議について準用する
- 3 競争回復措置命令をするには、 前項において準用する第三十四条第二項の規定にかかわらず、三人以上の意見が一致しなければならない。

第六十六条 公正取引委員会の合議は、公開しない。

第六十七条 関係のある公務所又は公共的な団 体は、 公共の利益を保護するため、 公正取引委員会に対して意見を述べることができる。

第六十八条 条の五第 項各号の 公正取引委員会は、 いずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、 第四十八条の三第三項の認定をした後においても、 特に必要があるときは、 又はその職員をして処分をさせることができる。 第四十七条の規定により、 第四十八

- 2 項各号の 公正取引委員会は、 いずれかに該当しているかどうかを確かめるために必要な処分をし、 第四十八条の七第三項の認定をした後においても、 特に必要があるときは、 又はその職員をして処分をさせることができる。 第四十七条の規定により、 第四十八条の 九第
- 3 これらの命令において命じた措置が講じられているかどうかを確かめるために必要な処分をし、 公正取引委員会は 排除措置命令をした後又は競争回復措置命令が確定した後においても、 特に必要があるときは、 又はその職員をして処分をさせることができ 第四十七条の 規定により

第六十九条 ならない 公正取引委員会は、 課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、 督促状により期限を指定してその納付を督促しなければ

- 2 らその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。 公正取引委員会は、 前項の規定による督促をしたときは、 その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、 ただし、 延滞金の額が千円未満であるときは、 この限りでない。 納期限の翌日か
- 3 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、 切り捨てる。
- 4 例により、 公正取引委員会は、 その督促に係る課徴金及び第二項に規定する延滞金を徴収することができる。 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、 国税滞納処分の
- (5) 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、 国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、 国税の例による。

第七十条 場合を除く。 命じた場合において、これらの規定による納付命令に基づき既に納付された金額で、 (同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。) 公正取引委員会は、第七条の二第二十五項(第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により第七条の二第)は、遅滞なく、 金銭で還付しなければならない 若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までの規定による課徴金の 還付すべきものがあるとき(第六十三条第五項に規定する 納付 一項

- 2 ための支払決定をした日までの期間の日数に応じ、 した金額をその還付すべき金額に加算しなければならな 公正取引委員会は、 前項の金額を還付する場合には、 その金額に年七・二五パーセントを超えない範囲内において政令で定める割合を乗じて計算 当該金額の納付があつた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日からその 湿付の
- 3 前条第二項ただし書及び第三項の規定は、 前項の規定により加算する金額について準用する。

第七十条の二 公正取引委員会は、 第十一 条第一項又は第二項の認可の申請があつた場合において、 当該申請を理由がないと認めるときは、 決定

でこれを却下しなければならない。

② 第四十五条第二項の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

- 3 第六十三条第三項及び第四項の規定は、 第一項の規定による決定について準用する。
- 第七十条の三 公正取引委員会は、第十一条第一項又は第二項の認可をした場合において、 認めるときは、 決定でこれを取り消し、 又は変更することができる。 その認可の要件である事実が消滅し、 又は変更したと
- 2 第四十九条から第六十条まで並びに第六十三条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による決定について準用する。
- 3 決定でこれを取り消し、 公正取引委員会は、 経済事情の変化その他の事由により、排除措置命令又は競争回復措置命令を維持することが不適当であると認めるときは 又は変更することができる。ただし、排除措置命令又は競争回復措置命令の名宛人の利益を害することとなる場合は
- この限りでない。
- 4 第六十三条第三項及び第四項の規定は、 前項の規定による決定について準用する
- 第七十条の四 時停止すべきことを命じ、 第十七条又は第十九条の規定に違反する疑いのある行為をしている者に対し、 第十条第一項、 裁判所は、 緊急の必要があると認めるときは、公正取引委員会の申立てにより、第三条、第六条、第八条、第九条第一項若しくは 第十一条第一項、 又はその命令を取り消し、 第十三条、 若しくは変更することができる。 第十四条、 第十五条第一項、 当該行為、 第十五条の二第一項、 議決権の行使若しくは会社の役員の業務の執行を 第十五条の三第一項、 第十六条第一 項
- 2 前項の規定による裁判は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により行う。
- 第七十条の五 第一項に規定する振替債を含む。 前条第一項の規定による裁判については、 次項において同じ。) を供託して、 裁判所の定める保証 その執行を免れることができる。 金又は有価証券 (社債、 株式等の振替に関する法律第二百七十八条
- 2 託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。 前項の規定により供託をした場合において、 前条第一項の規定による裁判が確定したときは、裁判所は、 公正取引委員会の申立てにより、 供
- ③ 前条第二項の規定は、前二項の規定による裁判について準用する。

第七十条の六 送達すべき書類は、 この法律に規定するもののほ か、 公正取引委員会規則で定める。

第七十条の七 及び第百九条の規定を準用する。 「裁判長」とあり、 書類の送達については、 及び同法第百九条中 この場合において、 民事訴訟法 「裁判所」 (平成八年法律第百九号) 第九十九条、 同法第九十九条第一項中 とあるのは 「公正取引委員会」と読み替えるものとする。 「執行官」 第百一条、 とあるのは 第百三条、 「公正取引委員会の職員」 第百五条、 第百六条、 と 同法第百八 第百八条

第七十条の八 公正取引委員会は、 次に掲げる場合には、 公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 外国においてすべき送達について、 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、 又はこれによつても送

達をすることができないと認めるべき場合

- 三 0 送付がない場合 前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面
- 3 公示送達は 前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、 その効力を生ずる。

送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を公正取引委員会の掲示場に掲示することにより行う。

2

公示送達は、

4 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、 前項の期間は、 六週間とする

第七十条の九 術の利用に関する法律第四条第一項の規定にかかわらず、 表示をしないときは、 つて、この法律又は公正取引委員会規則の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 電子情報処理組織 (同項に規定する電子情報処理組織をいう。 当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の公正取引委員会規則で定める方式による (平成十四年法律第百五十一号) 以下この条において同じ。)を使用して行うことができな 第二条第七号に規定する処分通知等であ 行政手続等における情報通信の技

2 公正取引委員会の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、 第七十条の七において読み替

えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、 して公正取引委員会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録しなければならない。 当該事項を電子情報処理組 織を使用

第七十条の十 この法律に定めるものを除くほか、 公正取引委員会の調査に関する手続その他事件の処理及び第七十条の五第一 項の供託に関し必

要な事項は、

政令で定める

第七十条の十一 びにこの節の規定による認定、 る処分を含む。)については、 公正取引委員会がする排除措置命令、 行政手続法 決定その他の処分(第四十七条第二項の規定によつて審査官がする処分及びこの節の規定によつて指定職員がす (平成五年法律第八十八号) 納付命令、 競争回復措置命令及び第七十条の二第一項に規定する認可の申請に係る処分並 第二章及び第三章の規定は、 適用しない

第七十条の十二 公正取引委員会の排除措置命令、 条第二項の規定による審査官の処分及びこの節の規定による指定職員の処分を含む。)又はその不作為については、 納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による認定、決定その他の処分 審査請求をすることができ (第四十七

ない。

第七十六条 定めることができる。 公正取引委員会は、 その内部規律、 事件の処理手続及び届出、 認可又は承認の申請その他の事項に関する必要な手続について規則を

2 を陳述し、 0 認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定 前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たつては、 及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。 (以 下 排除措置命令、 「排除措置命令等」という。 納付命令、 競争回復措置命令、 の名宛人となるべき者が自己の主張 第四十八条の三第 三項

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、 五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

- 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したもの
- 2 前項の未遂罪は、 罰する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、 二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 第六条又は第八条第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの
- 第八条第三号又は第四号の規定に違反したもの
- 三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条 の規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。 第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、 若しくは所有し、 若しくは同条第 一項の規定に違反して株式を所有した者又はこれ

第九十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、 二百万円以下の罰金に処する。

5

- 第九条第四項の規定に違反して報告書を提出せず、 又は虚偽の記載をした報告書を提出した者
- 第九条第七項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出 した者
- 三 第十条第二項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 兀 第十条第八項の規定に違反して株式の取得をした者
- 五. 第十五条第二項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 六 第十五条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者
- 七 第十五条の二第二項及び第三項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出した者
- 八 第十五条の二第四項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の

登記をした者

九 第十五条の三第二項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

- + 第十五条の三第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者
- + 第十六条第二項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出 した者
- <u>+</u> 第十六条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者
- 第二十三条第六項の規定に違反して届出をせず、 又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

情状により、

懲役及び罰金を併科することができる。

第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、

第九十二条

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、 陳述をせず、 若しくは虚偽の陳
- 述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して出頭せず、 鑑定をせず、 又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない
- 四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

第九十四条の二 した者は、二十万円以下の罰金に処する 第四十条の規定による処分に違反して出頭せず、 報告、 情報若しくは資料を提出せず、 又は虚偽の報告、 情報若しくは資料を提

第九十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、 五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- ② 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- ③ 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第九十五 規定の違反行為をしたときは、 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 行為者を罰するほか、 その法人又は人に対しても、 使用人その他 の従業者が、 当該各号に定める罰金刑を科する。 その法人又は人の業務又は財産に関して、 次の各号に掲げる

- 一 第八十九条 五億円以下の罰金刑
- 差止めを命ずる部分に限る。 第九十条第三号 (第七条第一 項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合を除く。 三億円以下の罰金刑 (第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の
- 三 罰 \mathcal{O} (金刑 規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。 第九十条第一号、 第二号若しくは第三号 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合に限る。 第九十一条、 第九十一条の二又は第九十四条 (第三条又は第八条第 各本条の 一号
- 2 したときは、 法人でない団体の代表者、 行為者を罰するほか、 管理人、 その団体に対しても、 代理人、 使用人その他の従業者がその団体の業務又は財産に関して、 当該各号に定める罰金刑を科する 次の各号に掲げる規定の違反行為を
- 第八十九条 五億円以下の罰金刑
- 差止めを命ずる部分に限る。 第九十条第三号 (第七条第一 項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合を除く。 三億円以 下の罰金刑 (第三条又は第八条第一号の規定に違反する行為の
- 三 \mathcal{O} 規定に違反する行為の差止めを命ずる部分に限る。 第九十条第一号、 第二号若しくは第三号 (第七条第一項又は第八条の二第一項若しくは第三項の規定による命令 に違反した場合に限る。) 又は第九十四条 各本条の罰金刑 (第三条又は第八条第 一 号
- 3 その行為者を罰するほか、 法 人の代表者又は法人若しくは人の代理人、 その法人に対して三億円以下の罰金刑を、 使用人その他の従業者が、 その人に対して同項の罰金刑を科する。 その法人又は人の業務に関し、 前条第 項の違反行為をしたときは、
- 4 第一項又は第二項の規定により第八十九条の違反行為につき法人若しくは人又は団体に罰金刑を科する場合における時効の 期間 は、 同 条の 罪

法人を被告人又は被疑者とする場合の

訴

訟行

(5) 為に関する刑事訴訟法の規定を準用する 第二項 の場合においては、 代表者又は管理人が、 その訴訟行為につきその団体を代表するほか、

に

ついての時効

の期間による。

6 第三項の規定により前条第 一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間 は、 同項の罪につい ての時 効 0 が期間に

よる。

第九十五条の二 違 反があ その防止に必要な措置を講ぜず、 つた場合における当該法人で事業者団体に該当するものを除く。 第八十九条第一 項第一 号、 又はその違反行為を知り、 第九十条第一号若しくは第三号又は第九十一条の違反があつた場合においては、 その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人(第九十条第 の代表者に対しても、 各本条の罰金刑を科する。 その違反の 一号又は第 計 |画を知

第九十五条の三 業者の利益のためにする行為を行う役員、 れ各本条の罰金刑を科する。 又はその違反行為を知り、 第八十九条第一項第二号又は第九十条の違反があつた場合においては、 その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者 従業員、 代理人その他の者が構成事業者である場合には、 その違反の計画を知り、 当該事業者を含む。)に対しても、それぞ その防止に必要な措置を講ぜず 事

2 当該団: 前 項の規定は、 体 の理事その他の役員又は管理人に、 同項に掲げる事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、 これを適用する

第百一条 十九条から第九十一条までの罪に係る事件をいう。 (以下この項において た物件を検査し、 公正取引委員会の職員 又は犯則嫌疑者等が任意に提出し若しくは置き去つた物件を領置することができる。 「犯則嫌疑者等」という。 (公正取引委員会の指定を受けた者に限る。)に対して出頭を求め、 以下この章において同じ。 犯則嫌疑者等に対して質問 以下この章において「委員会職員」という。) を調査するため必要があるときは、 Ļ 犯則嫌疑者等が所持し若しくは置き去 犯則嫌疑者若しくは参考人 は、 犯則事件 (第八

2 委員会職員は、 犯則事件の調査について、 官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百二条 あ らかじめ発する許可状により、 委員会職員は、 犯則事件を調査するため必要があるときは、 臨検、 捜索又は差押えをすることができる 公正取引委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官が

- 2 所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、 前項の場合において急速を要するときは、 委員会職員は、 臨検すべき場所、 捜索すべき場所、 同項の処分をすることができる。 身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件の
- 3 られる資料を提供しなければならない 委員会職員は、 第一項又は前項の許可状 (以下この章において「許可状」という。) を請求する場合においては、 犯則事件が存在すると認め
- 4 氏名又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。 交付の年月日並びに裁判所名を記載し、 押さえるべき物件並びに請求者の官職及び氏名、 前項の請求があつた場合においては、 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、 自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。この場合において、 有効期間 その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨 臨検すべき場所、 捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し 犯則嫌疑者の
- (5) 委員会職員は、 許可状を他の委員会職員に交付して、 臨検、 捜索又は差押えをさせることができる

第百三条 できる。 した郵便物、 委員会職員は、 信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、 犯則事件を調査するため必要があるときは、 許可状の交付を受けて、 犯則嫌疑者から発し、 又は所持するものを差し押さえることが 又は犯則嫌疑者に対して発

- 2 ができる。 は所持するものについては、 委員会職員は、 前項の規定に該当しない郵便物、 犯則事件に関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、 信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、 許可状の交付を受けて、これを差し押さえること 又
- 3 て犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、 委員会職員は、 前 一項の規定による処分をした場合においては、 この限りでない。 その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。 ただし、 通知によつ

第百四 条 臨検、 捜索又は差押えは、 許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、 日没から日の出までの間には、 してはならな

ر با د

2 日没前 に開始した臨検、 捜索又は差押えは、 必要があると認めるときは、 日没後まで継続することができる。

第百五条 臨検、 捜索又は差押えの許可状は、 これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第百六条 請求があつたときは、これを提示しなければならない 委員会職員は、 この章の規定により質問、 検査、 領置、 臨検、 捜索又は差押えをするときは、 その身分を示す証票を携帯し、 関係者の

第百七条 委員会職員は、 臨検、 捜索又は差押えをするため必要があるときは、 錠をはずし、 封を開き、その他必要な処分をすることができる。

(2) 前項の処分は、 領置物件又は差押物件についても、 することができる。

第百八条 委員会職員は、この章の規定により質問 検査、 領置、 臨検、 捜索又は差押えをする間は、 何人に対しても、許可を受けないでその場

所に出入りすることを禁止することができる。

第百九条 た者を立ち会わせなければならない。 は管理者 委員会職員は、 (これらの者の代表者、 人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、 代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達 捜索又は差押えをするときは、 その所有者若しく

2 公共団体の職員を立ち会わせなければならない。 前項の場合において、 同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、 その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方

3 女子の身体について捜索するときは、 成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、 急速を要する場合は、この限りでない。

第百十条 委員会職員は、 臨検、 捜索又は差押えをするに際し必要があるときは、 警察官の援助を求めることができる。

第百十一条 委員会職員は、 この章の規定により質問、 検査、 領置、 臨検、 捜索又は差押えをしたときは、 その処分を行つた年月日及びその結果

者又は立会人が署名押印せず、 を記載した調書を作成し、 質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。 又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。 ただし、 質問を受けた

第百十二条 委員会職員は、 領置又は差押えをしたときは、 その目録を作成し、 領置物件若しくは差押物件の所有者若しくは所持者又はこれらの

者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない

第百十三条 運搬又は保管に不便な領置物件又は差押物件は、 その所有者又は所持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、 保

管証を徴して保管させることができる。

第百十四条 公正取引委員会は、 領置物件又は差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなけれ

ばならない。

2 を還付することができない場合においては、 公正取引委員会は、 前項の領置物件又は差押物件の返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、 その旨を公告しなければならない 又はその他の事由によりこれ

3 前項の公告に係る領置物件又は差押物件について、 公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、 国庫に帰属す

る。

第百十六条 きは、これを領置目録又は差押目録とともに引き継がなけ 公正取引委員会は、 犯則事件の調査の結果、 第七十四条第一項の規定により告発した場合において、 ればならない。 領置物件又は差押物件があると

2 前項の領置物件又は差押物件が第百十三条の規定による保管に係るものである場合においては、 同条の保管証をもつて引き継ぐとともに、そ

3 \mathcal{O} い旨を同り 前二項の規定により領置物件又は差押物件が引き継がれたときは、 条の保管者に通知しなければならない。 当該物件は、 刑事訴訟法の規定によつて押収されたものとみなす。

第百十七条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がする処分及び行政指導については、 行政手続法第二章から第四章までの規

適用しない。

第百十八条 この章の規定による公正取引委員会又は委員会職員の処分又はその不作為については、 審査請求をすることができない。

附 則 (平成十七年法律第三十五号)

(審決及び納付命令に関する経過措置)

第七条 を命ずるものを除く。 の規定により確定した排除措置命令とみなして、新法第二十六条の規定を適用する。 旧法第四十八条第四項、)が確定した場合において、 第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決 当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされるときは、 (旧法第八条の四第一項に規定する措置 当該審決を新法

2 るときは、 た事業者団体の構成事業者に対するものを除く。 前項に規定する審決がされず、 当該審決を新法の規定により確定した納付命令とみなして、新法第二十六条の規定を適用する。 旧法第五十四条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第一項第一号又は第二号の規定に違反する行為をし)が確定した場合において、 当該審決を受けた者に対して施行日以後に損害賠償の請求がされ

3 三号 的独占禁止法の規定により確定した排除措置命令とみなして、 ずるものを除く。 旧法第四十八条第四項、 (新私的独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る。)が確定した場合において、当該審決を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに従わないときは、 第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決)、第二項第二号及び第三号 新私的独占禁止法第九十条第三号、第九十二条、第九十五条第一項第二号及び第 (新私的独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る (旧法第八条の四第一項に規定する措置を命 当該審決を新私

並びに第五項、

第九十五条の二並びに第九十五条の三の規定を適用する。

第八条 排除措置命令とみなして、 を命ずるものを除く。)を受けた者が平成十八年一月四日以後においてこれに違反しているときは、 旧法第四十八条第四項、 新私的独占禁止法第九十七条の規定を適用する 第五十三条の三又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定による審決 当該審決を新私的独占禁止法の規定による (旧法第八条の四 第一

〇 会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 る ているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、 つき議決権を行使することができない株主を除く。 「親法人」という。) 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、 について特別清算事件、 破産事件、 次項において同じ。 再生事件又は更生事件 法人が株式会社の総株主 親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができ の議決権の過半数を有する場合には、 (以下この条において「特別清算事件等」という。 (株主総会において決議をすることができる事項の全部に 当該法人 (以下この条において が係属し

2 会社についての特別清算開始の申立ては、 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合には、 親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる 当該他の株式

3 前二項 の規定の適用については、 第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、 その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

株式会社が最終事業年度について第四百四十四条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に

4

第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、

等が係属しているときにおける当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、 係る連結計算書類を作成し、 かつ、 当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、 当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判 当該株式会社につい て特別清算事件

○ 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(抄)

所にもすることができる。

(振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第

百四十七条 各株主は 当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第 第百四十五条第一項に規定する場合において、 同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの 一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第 項に規定する超過数 (同条第 間 項

 \mathcal{O} 義務の 部が履行されたときは、 当該履行に係る数を控除 した数) に乗じた数に関する部分について、 発行者に対抗することができない。

一•二 (略)

2 { 4

略

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百四十八条 該銘柄 間は、 履行に係る数を控除した数) 株主 の振替株式のうち第一号の数が第二号の総数に占める割合を同条第一 (当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。 第百四十六条第一項に規定する場合において、 に乗じた数 (以下この条において 同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの 「口座管理機関分制限数」 項に規定する超過数 という。 (同項の義務の一 に関する部分について、 部が履行されたときは、 は、 発行者に対抗する その有する当

一·二 (略)

ことができない。

2~4 (略)

 \bigcirc 私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭 和二十二年法律第五十四号) (抄

[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 部を改正する法律 (平成十七年法律第三十五号) 0) 施 行 前

第七条の二 期間 ては百分の一とする。)を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。 る日までの期間 八章第二節に規定する手続に従い、 対価に係るもの又は実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することによりその対価に影響があるものをしたときは、 という。 事業者が、 (当該期間が三年を超えるときは、 における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の六 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で、 事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。 当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくな (小売業については百分の二、 ただし、 その額が五十万円未満 公正取引委員会は、 商品若しくは役務の 卸売業につい 以 下 第

であるときは、その納付を命ずることができない。

②~⑥ (略)

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第四十八条 当該違反行為をしているもの 第十四条、第十五条第一項、 公正取引委員会は、 (当該違反行為が第八条に係るものであるときは、 第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があると認める場合には、 第三条、 第六条、 第八条、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条 当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。

2 要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの(当該違反行為が第八条第一項に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理 人並びにその構成事業者を含む。)に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていると認める場合において、 特に必

に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる

③ (略)

審決をすることができる

4 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経ないで当該勧告と同 趣 旨の

第四十八条の二 その事業者。以下この条において同じ。)に対し、第七条の二第一項又は第二項に定める課徴金を国庫に納付することを命じなければならない があると認める場合には、 ただし、当該違反行為について審判手続が開始された場合には、 公正取引委員会は、 事業者又は事業者団体の構成事業者 第七条の二第一項 (第八条の三において準用する場合を含む。 (構成事業者が他の事業者の利益のためにする行為を行うものである場合には 審判手続が終了した後でなければ命ずることができない。 以下この条において同じ。)に規定する事実

2)~④ (略)

(5) 納付命令に不服があるものは、 公正取引委員会規則で定めるところにより、 課徴金納付命令書の謄本の送達があつた日から三十日以内に、

公

正 取引委員会に対 į 当該事件につい て、 審判手続の開始を請求することができる。

⑥ (略)

第五十三条の三 場合において、適当と認めたときは、 たことを確保し、 その後の審判手続を経ないで審決を受ける旨を文書をもつて申し出て、 公正取引委員会は、 又は独占的状態に係る商品若しくは役務について競争を回復させるために自らとるべき具体的措置に関する計画書を提出 審判開始決定をした後、 その後の審判手続を経ないで当該計画書記載の具体的措置と同趣旨の審決をすることができる 被審人が、 審判開始決定書記載の事実及び法律の適用を認めて、 かつ、 当該違反行為を排除し、 若しくは当該違反行為が排除され 公正取引委員会に

第五十四条 あると認める場合又は独占的状態があると認める場合には、 条第一項、 第十七条の二若しくは第二十条第一項又は第八条の四第一項に規定する措置を命じなければならない。 第十三条、 公正取引委員会は、 第十四条、 審判手続を経た後、 第十五条第一項、 第十五条の二第一項、 第三条、 審決をもつて、 第六条、 第八条、 第十六条第一項、 被審人に対し、 第九条第一項、 第七条第一項、 第十七条若しくは第十九条の規定に違反する行為が 第二項、 第五項若しくは第六項、 第八条の二第一項若しくは第三項 第十条、 第十一

2 用する場合を含む。) 合において、 公正取引委員会は、 特に必要があると認めるときは、 に規定する措置を命じなければならない。 審判手続を経た後、 第三条、 審決をもつて、 第六条、 第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなつていると認める場 被審人に対し、 第七条第二項 (第八条の二第二項及び第二十条第二項におい

3 実がなくなつていると認める場合 L 書に該当すると認める場合には、 公正取引委員会は、 審判開始決定の時までに同項に規定する行為又は独占的状態に該当する事実があり、 審判手続を経た後、 (前項の規定により審決をする場合を除く。 審決をもつて、 審判開始決定の時までに第一項に規定する行為又は独占的状態に該当する事実がなかつたと認める場 その旨を明らかにしなければならない 又は独占的状態に該当する事実があつて第八条の四 カゝ つ、 既に当該行為若しくは独占的状態に該当する事 第 項ただ

第五十四条の二 と認めるときは、 公正取引委員会は、 審決をもつて、 被審人に対し、 審判手続を経た後、 当該違反行為に係る課徴金を国庫に納付することを命じなければならない 第七条の二第一項 (第八条の三において準用する場合を含む。) に規定する事実がある

② (略)

 \bigcirc 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) (抄

[私的 独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一 部を改正する法律 (平成二十一年法律第五十一 号) 0 施 行

第七条の二 の 十 ければならない。 なくなる日からさかのぼつて三年間とする。 行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間 該当するものをしたときは、 (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、 (小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。) 事業者が、 ただし、 不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のい その額が百万円未満であるときは、 公正取引委員会は、 以下「実行期間」という。 第八章第二節に規定する手続に従い、 その納付を命ずることができない。 (当該期間が三年を超えるときは、 を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じな における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額) 当該事業者に対し、 当該行為の実行としての事業活動 当該行為の実行としての事業活動が ずれ に百分

- 商品又は役務の対価に係るもの
- 商品又は役務について次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量又は購入量

口 市場占有率

ハ 取引の相手方

2

被支配事業者が当該行為に係る一定の取引分野において当該商品又は役務を供給するために必要な商品又は役務を含む。) 当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額)」 一被支配事業者」という。 前 前 項 の規定は、 「当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額 事業者が、 が供給する商品又は役務について、 私的独占 (他の事業者の事業活動を支配することによるものに限る。) で、 次の各号のいずれかに該当するものをした場合に準用する。この場合におい とあるのは (当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は 「当該事業者が被支配事業者に供給した当該商品又は役務 当該他の事業者(以下この項におい 及び当該 一定の 取引 7

分野において当該事業者が供給した当該商品又は役務 「(小売業については百分の三、 卸売業については百分の二とする。)」とあるのは「(当該事業者が小売業を営む場合は百分の三、 (当該被支配事業者に供給したものを除く。)の政令で定める方法により算定した売上額 卸

一 その対価に係るもの

売業を営む場合は百分の二とする。)」と読み替えるものとする。

次のいずれかを実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの

イ 供給量

- 口 市場占有率
- ハ取引の相手方

3 5 5

(略

- 6 分の四・五」と、 該事業者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、 百分の一・八」と、 第一 項(第二項において読み替えて準用する場合を含む。 「百分の二」とあるのは「百分の三」と、 「百分の一」とあるのは「百分の一・五」とする。 第四項中 第一項中 以下この項において同じ。)の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、 「百分の十」とあるのは「百分の十五」と、 「百分の四」とあるのは「百分の六」と、 「百分の一・二」とあるのは 「百分の三」とあるのは 当
- て同じ。)又は第十三項若しくは第十六項の規定による通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者 調査開始日からさかのぼり十年以内に、 第一項の規定による命令を受けたことがある者 (当該命令が確定している場合に限る。 次号におい
- よる通知若しくは第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがある者 いて事前通知を受けた日からさかのぼり十年以内に、 第四十七条第一項第四号に掲げる処分又は第百二条第一項に規定する処分が行われなかつた場合において、当該事業者が当該違反行為につ 第一 項の規定による命令を受けたことがある者又は第十三項若しくは第十六項の規定に

(略)

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十条 除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。 前 条の規定に違反する行為があるときは、 公正取引委員会は、 第八章第二節に規定する手続に従い、 当該行為の差止め、 契約条項 Ô 削

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

第六十六条 (略)

2

略

- 3 審判請 求が理由があるときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 審決で、 原処分の全部又は一部を取り消し、 又はこれを変更する。
- 4 項、 公正 第九条第一項若しくは第二項、 第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、 取引委員会は、 前項の規定により原処分の全部又は一 第十条第一項、 第十一条第 かつ、 部を取り消す場合において、 項、 当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認めるときは、 第十三条、 第十四条、 当該原処分の時までに第三条、 第十五条第 項、 第十五条の 一第 第六条、 一項 第十六条第 第八条第 審決 項
- \bigcirc 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号) 抄

[私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の

部を改正する法律

(平成二十五年法律第百号)

0

施

行前

で、

その旨を明らかにしなければならない。

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第五十一条 取引委員会は、 公正取引委員会が納付命令を行つた後、 た額に変更しなければならない。 第七条の二第一 審決で、 当該納付命令に係る課徴金の額 項 (同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。 ただし、 同 当該納付命令に係る課徴金の 事件について、 を、 その額から当該裁判において命じられた罰金額の二分の一 当該納付命令を受けた者に対し、 額が当該罰金額の二分の一に相当する金額を超えないとき、 次項及び第三項において同じ。 罰金の刑に処する確定裁判があつたときは、 又は第四 に相当する金額を控除 |項の規定により 又は当該変 公正

更後の額が百万円未満となるときは、

この限りでな

- 2 らない。 前項ただし書の場合においては、 公正取引委員会は、 審決で、 当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令を取り消さなければな
- 3 会は、 する金額を控除した額に変更するものとする。 項又は第四項の規定による納付命令に係る課徴金の額を当該審判手続を経て決定された額から第一項本文に規定する罰金額の二分の一に相当 第一項本文の場合において、当該第七条の二第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判手続が終了していないときは、 第一項本文の規定にかかわらず、 当該同条第一項又は第四項の規定による納付命令に係る審判の請求に対する審決において、 公正取引委員 当該同条第
- 4 金を除く。)で、 公正取引委員会は、 還付すべきものがあるときは、 前三項の場合において、変更又は取消し前の納付命令に基づき既に納付された金額 遅滞なく、 金銭で還付しなければならない。 (第七十条の九第三項に規定する延滞

第六十六条 (略

2

(略)

- 3 審判請求が理由があるときは、 公正取引委員会は、 審判手続を経た後、 審決で、 原処分の全部又は一部を取り消し、 又はこれを変更する。
- 4 条第一項若しくは第二項、第十条第一項、 第十六条第一項、第十七条又は第十九条の規定に違反する行為があり、 公正取引委員会は、 前項の規定により原処分の全部又は一部を取り消す場合において、当該原処分の時までに第三条、 第十一条第一項、 第十三条、 第十四条、 かつ、 当該原処分の時において既に当該行為がなくなつていると認め 第十五条第一項、 第十五条の二第一項、 第六条、 第十五条の三第一項 第八条、第九

るときは、審決で、

その旨を明らかにしなければならない。